

平成二十年九月二日

第十二回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会議事録

東京都中央卸売市場

目 次

・開 会	1
・市場長あいさつ	2
・新委員紹介	3
・会長、会長代理の選出	4
・議 事	6
一 審議事項	6
・報告事項	25
・閉 会	26

日時 平成二十年九月二日（火）

午後一時三〇分

場所 東京都庁第一本庁舎四十二階

特別会議室A

出席者

委員 青山和夫

元東京都中央卸売市場長

井口幸吉

東京都青果物商業協同組合理事長

磯村信夫

東京都花き振興協議会副会長

伊藤興一

東京都議会議員

伊藤裕康

東京都水産物卸売業者協会会長

伊藤宏之

東京魚市場卸組合連合会会長

大澤誠司

東京青果卸売組合連合会会長

大武勇

東京都水産物小売団体連合会会長

大西さとる

東京都議会議員

大西由紀子

東京都議会議員

菅東一

東京都議会議員

齋藤壽典

社団法人大日本水産会常務理事

椎名宏行

全国農業協同組合連合会園芸農産部長

柴本勲

京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会事務局長

幹

事

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
島田 美太郎	鈴木 あきまさ	武井 喜一	寺田 佳正	中野 三千代	羽根川 信	兵頭 美代子	平野 政彦	藤島 廣二	横山 俊夫	比留間 英人	後藤 明	大拙 秀次	横山 宏	野口 一紀	宮良 眞	株木 孝男	黒川 亨	大橋 健治	小川 誠一
東京都食肉事業協同組合理事長	東京都議会議員	東京中央市場青果卸売会社協会副会長	公認会計士	東京都地域婦人団体連盟消費経済部長	築地市場労組従組連絡協議会副議長	主婦連合会参与	東京都花き振興協議会理事	東京農業大学教授	東京都花き振興協議会会長	中央卸売市場長	中央卸売市場管理部長	中央卸売市場参事（市場政策担当）	中央卸売市場参事（調整担当）	中央卸売市場参事（新市場担当）	中央卸売市場新市場建設調整担当部長	中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）	中央卸売市場参事（特命担当）	中央卸売市場事業部長	福祉保健局市場衛生検査所長

書

記

萱場明子

中央卸売市場管理部総務課長

〃

松村大

中央卸売市場管理部市場政策課長

〃

飯田一哉

中央卸売市場管理部財務課長

〃

大里直恵

中央卸売市場管理部新市場建設課長

〃

石田望

中央卸売市場管理部副参事△広報・計画担当▽

〃

熱田秀

中央卸売市場管理部食肉事業推進担当課長

〃

田中賢也

中央卸売市場事業部業務課長

〃

南雲昇

中央卸売市場事業部施設課長

## 第十二回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三〇分 開会

開 会

司会（田中） それではお待ちいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第十二回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の田中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、まず会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとしております。ただいま協議会委員二十八名中二十一名の方にご出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本会議は有効に成立をしております。ご報告させていただきます。

なお、本日は既に四人の方から、あらかじめ欠席のお話をいただいております。伊野瀬委員、高野委員、寺内委員、細川委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。お手元の資料は、協議会の配布資料一覧、次が協議会の式次第でございます。次が委員の名簿、そして諮問文の写

しがあります。別とじて審議事項、こちらのほうは八ページの冊子になっております。そして、平成二十年四週八休型休市日試行に関するアンケート調査の集計結果、こちらのほうが、本文が一冊、概要版が一冊ございます。そして、報告事項として三ページのものがございます。以上でございます。よろしゅうございませうか。以上、資料の確認でございました。

本日は、水道局より提供されました「東京水」をお席に置いてございます。差し支えなければ感想などをご記入いただくアンケートを机上に配付させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。また、都の職員につきましてはクールビズ対応の服装となっております。ご了承をお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、比留間市場長よりごあいさつを申し上げます。

市場長あいさつ

比留間市場長 東京都中央卸売市場長の比留間でございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、このたび本取引業務運営協議会の委員をお引き受けいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、本日は大変ご多忙の中、協議会にご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。皆様には委員として、今後二年間にわたりまして中央卸売市場の業務運営について、ご指導、ご協力を賜りたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、前回の第十一回の取引業務運営協議会でご審議をいただきました、東京都中央卸売市場条例の改正につきましては、第二回の都議会定例会において可決をされまして、その中の、卸売業者の販売委託手数料の弾力化につきましては、この十月より手続を開始することになってございます。また、中央卸売市場からの暴力団排除につきましては、既に七月から取り組みを開始したところでございます。

次に、本日ご審議いただきますのは、東京都中央卸売市場の平成二十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。本年実施いたしました、三月及び六月におけます二回の四週八休の試行結果を勘案いたしますとともに、全国の中央卸売市場の開設者で構成いたします全国中央卸売市場協会における議論などを踏まえまして、都の市場関係者と協議を重ねた上で、諮問案として本日提出させていただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 新委員紹介

司会（田中） それでは、次に、委員の紹介をさせていただきます。本協議会の委員の任期は二年となっております。本年六月が改選時期になっております。本日ご出席の委員の皆様には、平成二十年七月一日から二十二年六月三十日までの間、委員をお願いしております。

それでは、今回初めてご出席されました委員の方々をご紹介します。島田委員でございます。

島田委員 島田でございます。よろしくお願ひします。

司会（田中） 寺田委員でございます。

寺田委員 寺田でございます。よろしくお願ひいたします。

司会（田中） 兵頭委員でございます。

兵頭委員 主婦連の兵頭でございます。よろしくどうぞ。

司会（田中） 今回から委員をお願いしました伊野瀬委員は本日欠席でございますので、次回、ご紹介申し上げます。



なお、引き続き委員をお願いしております皆様におきましては、まことに恐縮ではございますけれども、時間の関係もございませぬ、お手元にお配りしてございませぬ名簿をもちましてご紹介にかえさせていただきます。続きまして、幹事でございませぬが、これも、お手元にお配りしております名簿をもちましてご紹介にかえさせていただきます。ただきたいと存じます。

#### 会長、会長代理の選出

司会（田中） 次に、会長の選出に移りたいと思います。

本日は、委員改選後初めての取引業務運営協議会でございませぬので、会長の選任をお願いしたいと思います。会長の選任につきましては、東京都中央卸売市場条例第百八条第一項の規定によりまして、委員の互選ということになっております。どなたか推薦を賜りたいと思います。

伊藤（裕）委員 私、委員の伊藤裕康でございませぬが、私は会長に青山委員をご推薦申し上げたいと思います。青山委員は、前回の協議会までは会長代理をお務めになつておられます。また、そのご経験からも会の運営には最適であらうと考え、ご提案申し上げます。

司会（田中） ただいま伊藤委員より青山委員を推薦するご提案をいただきました。皆様いかがでございませぬでしょうか。

（「異議なし」の声あり、拍手）

司会（田中） ありがとうございます。異議なしということでございますので、青山委員、よろしゅうございませぬでしょうか。

青山委員 まことにせん越でございませぬが、せっかくのご推薦をいただきましたので、お引き受けさせていただきます。

す。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（田中） それでは、よろしくお願いいたします。

青山会長にお願いしたいと存じます。会長席のほうへ移動していただきますでしょうか。

（青山会長、会長席へ移動）

司会（田中） それでは、青山新会長より一言ごあいさつをお願いしたいと存じます。

青山会長 ご推薦をいただきました青山でございます。皆様のご協力をいただきまして、この協議会の運営が円滑に参りますよう努めてまいります。どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。（拍手）

司会（田中） ありがとうございます。

続きまして、会長代理の選出を行いたいと思います。会長の職務代理につきましては、東京都中央卸売市場条例第百八条第三項の規定によりまして、会長からご指名をいただくことになっております。青山会長、よろしくお願いいたします。

青山会長 会長の職務代理には、恐縮ですが、藤島委員にお願いしたいと存じます。藤島委員、どうぞよろしくお願いいたします。

藤島委員 こちらこそ、よろしくお願いいたします。

司会（田中） それでは、藤島委員、恐れ入りますが会長代理の席のほうに移動をお願いいたします。

（藤島会長代理、会長代理席へ移動）

司会（田中） それでは、会長代理のほうから、改めてごあいさつをいただきます

藤島会長代理 ただいま、職務代行にご指名いただきました藤島でございます。青山会長をはじめ委員の皆様のご協力をいただき、職務を全うすべく努力してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

司会（田中） ありがとうございます。

それでは、諮問事項の説明に入らせていただきます。

青山会長には、本来この場で直接諮問書をお渡ししなければならぬところでございますが、時間の関係もございいますので、会長席に諮問書を置かせていただいております。また、委員の皆様方には、お手元に諮問書の写しを配付してございます。ご確認いただきたいと存じます。

諮問事項は、平成二十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。

それでは、青山会長、よろしくお願いいたします。

#### 議事

一・審議事項 平成二十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

青山会長 それでは、審議に入らせていただきます。

平成二十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について、花き部、食肉部、水産物部及び青果部、それぞれの案が提出されています。

初めに、花き部の案につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

大橋幹事 中央卸売市場事業部長の大橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私からご説明させていただきます。

東京都中央卸売市場条例により、市場の休業日は日曜日と国民の祝日、それに年末年始と定められておりますが、知事は臨時に休業日または開場日を設けることができるとなっております。この臨時の休業日と開場日を設定するに当たりましては、できるだけ業務実態に即したものとするため、各業界の自主的な協議、調整を踏まえ、ま

とまった案を当協議会にお諮りしております。

それでは、資料のページをごらんいただきたいと思えます。花き部につきましては、東京都花き振興協議会がとりまとめたものをもとに提案しております。

現在花き部は、北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の五市場に設置されております。

平成二十一年の設定の考え方でございますが、まず、臨時開場日につきましては、花き部の取り引きが年間を通して、切り花が月、水、金、鉢物が火、木、土の各曜日に行われております。このため、国民の祝日も臨時開場日とし、それに加えて、松・千両の取引日として、十二月の日曜日に開場日を設定するという考え方は、臨時休業日につきましては、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定することといたします。

こうした考え方に従って設定したのが、第二に記載してある臨時開場日と臨時休業日でございます。臨時開場日は全市場共通で、一月十二日をはじめとする十七日間です。このうち、十二月十三日(日)は松市、十二月二十日(日)は千両市でございます。臨時休業日につきましては、全市場共通で八月十五日(土)、十二月二十七日(日)、十二月三十日(水)を設定するほか、北足立市場が二日、大田市場が一日など、市場の特性に基づきまして、記載のとおり設定いたしました。

カレンダーは二ページのとおりでございます。

以上でございます。

青山会長 花き部の計画について説明は終わりました。

何か、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

ご意見、ご質問、ないようでございますが、この案をもって決定させていただくこととよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

青山会長　ありがとうございます。

それでは、次に食肉部の案について、事務局の説明をお願いいたします。

大橋幹事　それでは、三ページをもらいたいと思います。

食肉部につきましては、食肉市場取引業務運営協議会で協議、調整されたものをもとに提案してございます。

臨時休業日の設定の考え方でございますが、四週八休型を基本に、需要の増加する十二月を除き、原則として毎週土曜日に設定するものでございます。ただし、五月と九月に五連休となることを回避するとともに、八月に夏休みを設定いたします。臨時開場日につきましては、十二月における需要増に対応するために設定しております。

こうしたことから、平成二十一年の臨時休業日は、第二の一に記載のとおり、五月二日（土）、九月十九日（土）及び十二月の各土曜日を除く土曜日、さらに八月十四日の四十六日でございます。臨時開場日は、十二月二十三日、十二月二十九日といたします。

カレンダーは四ページのとおりでございます。

以上でございます。

青山会長　ありがとうございます。食肉部について説明は終わりましたが、何か、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

ないようでございますので、この案をもって決定させていただくということですのでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

青山会長　ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、水産物部及び青果部について、事務局の説明をお願いいたします。

大橋幹事　水産物部、青果部につきましては、本年三月と六月に四週八休の試行を行いました。試行の状況につきま

しては、水産物部、青果部の市場関係者の皆様にアンケート調査を行うなど、ご意見をいただいております。まず、

そのアンケート調査の結果につきまして、概要を説明させていただきます。

アンケート調査の結果につきましては、全体を記載した本編に該当するものと、概要を記載した薄いものがござい  
ますが、概要でもってご説明をさせていただきます。

概要版の表紙をおめくりいただきたいと思えます。目次でございますが、一ページから三ページまでは三月の試  
行について、四ページから六ページは六月の試行について、七、八ページは全市場の三月と六月の取扱実績につ  
いて記載してございます。三月と六月の調査結果は同様の傾向でございますので、六月の結果を中心に説明をさせ  
いただき、必要に応じて三月の結果及び全体を記載したものの内容を加味してご説明をさせていただきます。

四ページをごらんいただきたいと存じます。一のアンケートの回収状況についてでございますが、市場関係団体  
ごとに回収数、配付対象数と回収率を記載しております。右端の合計なのですが、対象数九千五百四十一に対し、  
回収数四千七百七十六で、回収率は四三・八%となっております。

次に、二の卸売業者を除く売り上げへの影響についてでございますが、各団体とも「影響なし」というのは五〇%  
台から六〇%台となっております。「売り上げが減少した」と答えた事業者が二〇%台から三〇%台となっておりま  
す。ただし、関連事業者につきましては、売り上げ減少が五四・九%となっております。本編には記載してござい  
ますが、原因としては、営業日数の減を休日前後の日でカバーできないなどとしている回答が多くなっておりま  
す。

三の経費への影響についてですが、「影響はなかった」とする回答は各団体とも多く、四〇%台から七〇%台とな  
っております。また、水産卸、水産仲卸、水産買参は「経費が減少した」という回答が二〇%台から五〇%台まで  
あるのに対して、青果卸、青果仲卸は「経費が増加した」という回答が三三・三%、一五・六%とおののな  
っております。小売を除いて、水産物部と青果部では異なった傾向を示しています。鮭商さんも「経費が増加した」と  
いう回答が一八%ございました。これは、三月の結果でも同様になっております。

四の四週八休の評価についてですが、次のページをごらんいただきたいと存じます。「試行したことはよかった」

と回答したのは、水産、青果とも卸、仲卸が相対的に高く、買参、小売等が低くなっております。売り上げの減少、価格が上がる、鮮度が落ちるなどの「問題点が明らかになった」とする回答は、最も高いのが水産卸で四一・七%で、傾向としては、水産、青果の買参など川下のほうが割合が高くなっております。三月との比較で申し上げますと、鮪商を除いた各団体で「問題点が明らかになった」とする割合が高くなっております。

五の勤務状況についてですが、水産、青果とも卸は「違いがあった」が約六割で、仲卸は半数以上が「違いはなかった」としてしています。下の表に「違いがあった」と回答した内容を記載していますが、水産卸と仲卸は「休みの日が増えた」としてしています。青果卸と仲卸は、休みが増えた一方で「休日・残業が増えた」ところが三割前後あります。

次、六の休市日の業務についてですが、まず、卸、仲卸では、卸は「何らかの業務を行った」割合が六割前後、仲卸では五割以上が「業務を行わなかった」と回答しており、特に水産仲卸では七五・三%となっております。次に、買参、小売などについてですが、「在庫商品で営業した」と回答した割合が高かったのは青果の買参、水産小売、鮪商で、五割以上ありました。「店舗を休んだ」という回答が多かったと回答したのは、水産の買参、関連事業者でした。

次に、一番後ろになります。八ページをお開きください。卸売業者の取扱実績について記載してございます。

一の、六月の取扱高の推移についてですが、過去五年間で総取扱高と一日当たりの取扱高の推移を示したものでございます。指数で見ているため二十年以外は、グラフが、総取扱高と一日当たりが重なっておりますが、水産、青果とも総取扱高が減少している一方、今年の一〇日当たりの取扱高が増えている結果となっております。

二の曜日別取扱高の対前年比較を見ますと、水産は火曜、木曜に、青果は木曜中心に取り扱いが増えております。これらのほか、本編には四週八休型休市日試行に関する自由意見欄を設けましたが、たくさんのお意見が寄せられています。それらを肯定的意見と否定的意見とに分類した結果を載せてございますが、青果買参、水産小売など、小

売または小売に近いほうで否定的意見が多くなっております。

四週八休型休市試行に関するアンケート調査結果の説明は以上でございます。

それでは資料、先ほどの審議事項の資料の五ページをごらんいただきたく存じます。

平成二十一年の休業日、開場日につきましては、三月と六月の四週八休の試行結果と、全国中央卸売市場協会での議論を踏まえて、市場関係業界の皆様と協議を進めた上で取りまとめたものでございます。

まず、この資料に沿って説明をさせていただきまして、その後で主な理由と性格、背景等について述べさせていただきます。

第一の設定の考え方でございますが、まず、(一)にありますように、四週六休型を基本に、原則として毎月第二番目、第四番目の水曜日に設定いたします。その際、(二)にありますように、国民の祝日が一月十四日、十月十四日のように同一週にある場合には他の週に振りかえます。ただし、第二番目、第四番目の水曜日が祝祭日と重なる日及び需給実態を踏まえて、二月十一日、七月二十二日、九月二十三日、十一月二十五日、十二月二十三日は振りかえないことといたします。また、(三)にあるように、八月に夏休みを十四日と十五日の二日間設定いたします。これに従い、第二水曜日である八月十二日には休業いたしません。さらに、(四)にありますように、四週八休型の休市日の課題解決に向けて試行を継続し、三月については第一週、六月については第一週及び第三週について、水曜日を臨時休業日といたします。

次に、臨時開場日につきましては、五月と九月の祝日による四連休を回避するため、五月四日、九月二十一日を臨時開場日といたします。

以上によりまして、平成二十一年の実施日は第二に記載したとおり、臨時休業日が二十三日、臨時開場日二日ということになりました。カレンダーは六ページのとおりです。

この二十一年のカレンダーにつきましては、今年と同様に三月と六月の二カ月間試行を継続することといたします。



したが、その理由は、アンケート調査結果でわかりますように、「売り上げへの影響がある」としている事業者が六月の結果では三割から五割あり、「問題点が明らかになった」とする事業者が三月より六月のほうが多くなっていることなどから、問題点をそのままにして試行月を拡大するのではなく、休市による問題点を掘り下げ、その解決の仕組みを工夫して試行し、検証していくことが欠かせないと判断したからであります。

また、この二十一年のカレンダーは、水産物部、青果部の卸、仲卸、小売業者の方々のご要望を伺った上で、臨時休開市連絡調整会議等において調整を行うとともに、関西の中央卸売市場とも調整を重ね、北海道や九州など産地市場がある地域は除きますが、除いたところで統一カレンダーとなる性格のものでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。私、五ページの2の臨時開場日、「五月、九月の祝日等による三連休を回避するため」とするところを、「四連休」と申し述べたようでございますが、訂正させていただきます。

青山会長　　どうもありがとうございます。

水産物部、青果部について説明していただきました。

何かご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

椎名委員、どうぞ。

椎名委員　　私のほうからは、青果物流通にかかわる団体として、意見として申し述べたいと思います。

まず、一点目は、先ほど大橋幹事からご説明があったように、全国的にこういった休日については、統一をはかっていくように、今後も他の行政なり開設者に対して働きかけをしていただきたいという要望であります。と申しますのは、出荷する立場での要望なんですけれども、いわゆる休市日が違うということになりますと、出荷する上でのそれぞれの集荷場、選荷場、そういったところのオペレーションが非常に煩雑になってくるということもござります。それから、出荷する側も一定計画的に休日をとっていくことも必要になっておりますので、そこら辺を踏

まえてぜひ働きかけをお願いしたいなと思います。

それから二点目です。二点目は、休市日の拡大に向けて検討を進めていただきたいたいということであり、この部分についてはそれぞれの立場の利害も絡んでくることなので、軽々には判断できない部分もあるかと思えます。ただ、卸売市場流通の今後、多様な販売なり多様な流通に対応していくという面からすれば、コールドチェーンへの対応といったハード面でのインフラの整備もさることながら、そこに集まってくる、いわゆる流通にかかわる立場の方々、それを中心にいるんな対応をしていくという意味では、この市場、卸売市場における卸、仲卸の皆さんの有為な人材を集めて、さまざまな流通に対応していくということからも、ソフト面でのインフラ整備というのもぜひ必要だと考えています。そんな観点から、休みについては拡大の方向で今後検討を進めていただきたいたいということで、要望として申し述べておきます。

以上です。

青山会長 ありがとうございます。

それでは、武井委員、ご意見ございますか。どうぞ。

武井委員 今、椎名委員のほうからお話がありましたように、今、中央市場における変化のスピードが大変速くなってきているということが言えるかと思うんです。それにこたえていくという形の中で休市のことを考えますと、もっともっとスピードを速めて改革をしてほしいなと思っています。

今日は、東京都さんの原案に対して反対はしませんけれども、二十二年度以降は是が非でも一つ、この四週八休、そして水曜休みに向けてのさらなる内容充実を図っていただきたいたいということを、一つお願いをしておきたいと思っています。

青山会長 ご意見ありがとうございました。

それでは、羽根川さんが先に手を挙げていましたんで、羽根川委員、どうぞ。失礼します。

羽根川委員　羽根川です。ただいま大橋事業部長から提案があったわけですが、今、武井委員からも賛成の立場という

ことで話がありました。私も賛成の立場なんです、何点か確認しておきたいと思うんです。

昨年、七月十七日に開かれた第九回の取引業務運営協議会の中で、昨年は荒井事業部長が提案されたわけですが、昨年の提案では全中協の方針に基づいて、全中協の、今日も七ページにある設定方針については、昨年も今年も全中協の方針については変わらないわけですが、この方針と、全中協の中での論議、どういう論議があったかということ、その論議に基づいて、今年三月、六月に試行ということ、四週八休型を目指す試行をされたわけですね。昨年、荒井事業部長からは、全中協の論議の中で、社会に四週八休が定着した中で、市場でも四週六休を見直すんだと。要は、四週八休が社会的に定着している中で、市場としてはずっと四週六休型でやってきたんだと。しかし、四週六休型について見直して、四週八休型を検討するという全中協の方向が位置づけられたよと。要は、設定方針については従来と同様なんだけど、中身として一歩踏み出す形をとりますよと。三月、六月に四週八休型の試行をして、運営にかかわる課題を検証するんだということ、提起がありました。先ほど大橋事業部長から三月、六月の実施に伴うアンケートの調査結果が報告あったわけですが、昨年の提起によれば、運営にかかわる課題を検証したいんだという提起だったわけですが、その辺の検証が　アンケート結果はこういう形で出ているんですが、もう少し具体的な検証内容、都としてこのアンケート内容に基づいてどういう検証をして、今後の方向づけをどういう形で考えているのか、その辺について伺いたい。

それからいま一点は、今日の運営協議会に向けて、三回、調整会議を持ってきているわけです。この調整会議の中でも論議になったと思うんですが、全中協の方針では四週六休型を見直すんだと、四週八休型の検討に入るんだという提起をしているわけです。ところが実際には、日数的にはこれまでの四週六休型の日数とほとんど変わらないと。そういう面じゃ、調整会議で論議になったのは、四週八休型に向けてどういう形で進めていくのか、都としての四週八休型のスタンス、それがよく見えないよと。具体的に四週八休型に向けてどんな形で進んでいくのか、

その辺の趣旨の内容を説明してもらいたいんだということで、調整会議でも要請してあったと思うんですが、その辺がただいまの説明では、四週八休型の試行と言いながら、実際にじゃあ四週八休型に向けてどんな形で進もうとしているのか、見えないんですね。だからその辺についても具体的に説明していただきたいと。

以上です。

青山会長 事務局、お願いします。

大橋幹事 今、一番目のご質問と、二番目のご質問と、基本的には重なっている部分がありますので、まとめてちょっとお答えをさせていただきますと思います。

一番目の質問に関連してなんですが、何を検証してどうしていくのかという今後のところなんですけれども、今年の三月、六月のアンケート調査によって、先ほどご説明いたしましたように、売上げが減少するとか、増えたところもごく一部あるんですが、水曜の前後の、小売さんからとれば価格が高くなったとかということが、予想はされておりましてけれども、結果として出てきたわけです。今年も試行でそうした課題が明らかになったというところが成果だと思います。

今後どうしていくのかという、二番目と絡んでくるんですけれども、スタンスが見えないということなんです。四週八休型に向けてこの取り組みを、試行をやってきているわけです。しかしながら、こうした課題がたくさん出てきているわけでございますので、その課題を一つ一つ解決する、すなわちこの市場関係業界の皆様が、営業上いろんな支障をこうむらない形の仕組みなり、仕掛けなりができないか、そういったことを、また業界の皆様方とご相談し、知恵を絞っていただいて、拡大に向けて、そうしたことが検証されれば、また取り組んでいけばと考えております。

青山会長 羽根川委員、どうぞ。

羽根川委員 四週八休型の実現に向けて、今出されているような課題についてはクリアして、そういう方向で進めて

いくんだということを考えてよろしいですか。

大橋幹事　そういう課題を克服しながら拡大していくということです。

羽根川委員　わかりました。

青山会長　それでは、鈴木委員、お待たせしました。

鈴木委員　自民党の鈴木でございますが、何点が質問させていただきたいと思えます。

四週八休を前提として、調整会議で調整をされてきたということでございます。その中で、アンケートを幅広くとって、それを参考にしながら、二十一年度の休業日に関しては今日、諮問があるわけなんですけれども、一万二百十四の対象者数の中で、実際にアンケートの回収率が三七・九%だったということがある。この辺のところはどうなのかしら。どういうふうにも市場側は考えていらっしゃるのですか。

大橋幹事　三月のアンケート調査結果、三七・九%、そして六月が四三・八%ということでございますが、一般のアンケート調査としては回収率はわりに高いんじゃないかと思えます。絶対数も、三月が三千八百七十、六月が四千七百七十六ということで、結構数はございますので、市場関係業界の皆様方のご意向はおおよそこれで知ることができんじゃないかなと認識しております。

鈴木委員　会長。

青山会長　鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員　大分高いんじゃないかということなんです、私は決してそうじゃないんじゃないかなと思えますので、その点まず申し上げた上で。

集計結果の二十六ページの中で、真ん中の棒グラフを見ますと、特に水産小売、鯨商の「試行したことはよかったです」というのが低いですよ、特に。半面、「特に問題なかった」というのは結構多いような気がするんですけど、この辺のところをどう分析しているのか、ちょっとお考えを聞きたいんですが。

大橋幹事 卸さんから仲卸さん、仲卸さんから小売さん、それから末端の消費者のほうに行くに従って、青果にしましても水産品にしましても生鮮品でございますので、やはり鮮度の高いものを求めたい、また鮮度の高いものを売りたいというものが、事業者の皆さんには川下のほうに行くほどおありなんだと思います。卸さんにつきましては、いろんな保冷施設がございますので、一日休んでも対応ができるという背景があって、こういう結果になっているんじゃないかなと思っております。

鈴木委員 会長。

青山会長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 それでは、その上の青果卸、青果仲卸の「試行してよかった」というのは高いですよ、と思うんです、私は。五三・三%、五四・九%ね。それに、「特に問題なかった」というのを比べると、かなり四週八休への、何としましてもやってもらいたいという要望を、私は読み取るんですよ。

そうすると、ちょっとお伺いしたいのは、すいません、私も運協の委員、二期目なんです、青果と水産が休日と一緒にしている歴史的な背景というのは、どういうところにあるんですか。

大橋幹事 歴史的背景というと、的確にはちょっとお答えできかねるところがあるんですが、他県でもそうですけれども、総合市場であれば、買い出しの方々が買い物するのに便利だということがあって、例えば築地の場合ですと青果と水産だけですけれども、そこに花きが入っているだとかという市場もございます。ですから、そういう市場を利用する方々の立場に立ってみると、総合市場というのは使いやすい、それから市場を開いている日が同じと、いうのはやはり使いやすいということだと思います。

鈴木委員 会長。

青山会長 どうぞ。

鈴木委員 市場の一体性と市場を運営する立場からすると、休日というのは一体であったほうがいいに決まっています

よね。しかしながら、働く立場、あるいは消費者の立場から考えますと、やはり青果と水産の休日が一体となっている、また、このアンケートにあらわれている結果なんかを読み取ると、これだけ今、意見を伺ってみると、四週八休への今後、そういうふうなぜひ結論を出してもらいたいという意見が多く出ているように思いますが、そうすると、今後の作業部会では、今後どういうふうな検討していこうかと思っておりますか。そういうふうな今のアンケート調査の結果を見た上で、こういった溝というのは埋まるんですか。その辺はどう考えていますか。

大橋幹事

先生が先ほど二十六ページとおっしゃいましたけれども、その同じページで同じ表なんです、四週八休の評価で、一番「試行したことはよかった」というのは、青果卸さん、仲卸さんで高いわけですが、三番目の「問題点が明らかになった」、すなわち売り上げが減少したとか、価格が高いついてことなんです、これは下の、水産仲卸さんから下のほうに行くに従って割合が高くなっているんですね。ですから、これは、川上のほうは試行してよかった、問題なかったという傾向が強く、川下のほうはやっぱ問題があるよということなんです。結局、買参の方々、小売の方々が、毎日新鮮なものが欲しいということなんです、市場を閉じられてしまうとそれが入手できないということですので、例えばですけども、これからいろいろ考えていかなければいけないですけども、例えば休市の日でも小売の方々が欲しいものが一定程度手に入るといような仕組みができれば、お互いのところがうまくつながっていくんじゃないかなと考えています。したがって、これから市場関係業界の皆様にもまた集まっていたいただきまして、そうした取り組みが可能かどうか、具体的にどんなことができるかというのをほんとうに具体的に詰めて解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。

鈴木委員 会長。

青山会長 どうぞ。

鈴木委員

相場の上昇というのは、鮮度の問題とか産地の問題、お話がありましたけれども、そういうようなもの、あるいは景気の動向とか、ここでもかなり原油高とか今の景気が悪くなってきている、いろいろな動向の中で、そう

いうようないろんな状況が出てきていると思うんですね。だから、そういう中で今後、作業部会としても、今日は私も二十一年度の休業に関しては結構だと思えますけれども、やっぱりその次のカレンダーづくりをしていく上では、ある程度これだけこういう意見がおりになっていくことをしっかりと受けとめて、ちゃんと結論を出していかなきゃいけないと思うんです。青果と水産、休業日を別々にしていくという考えもあるんじゃないのということをお私、あえて申し上げただけだけでも、やっぱりそういうことも含めまして、次の結論を出すのはたしか二十一年三月、これ出すんでしょう。

大橋幹事　試行につきましては三月と六月、来年また。

鈴木委員　また、やるわけだね。やはりある程度、中央卸売市場としても、今の時代背景や今の状況、皆さんのご意見も伺った上で、もう一度アンケートも再度しっかりとやっていただいて、きちっと結論を出してほしいと要望しておきたいと思います。

以上です。

青山会長　ありがとうございます。

ほかに。伊藤委員、どうぞ。

伊藤（宏）委員　今、いろいろ皆さんのご意見を聞いていまして、今日は私、発言しないつもりでおりましたんですが、まず、二十一年度のカレンダーについては異議はございません。それから、私も水産、特に仲卸としては、臨時休市日は減らす方向というのが今までの姿勢でございました。その間にいろんな議論がありまして、特に武井委員のほうから四週八休のご希望等もあって、この試行には一応賛成をして、アンケートにも答えているはずでございます。その結果見て、意外と問題なかったという答えが多かったものですから、私もこれはきちっと受けとめるべきじゃないかという気持ちはしております。

ただし、先ほど羽根川委員がご主張になったような、あるいは大橋さんのほうもちょっとそれに近いような受け



取り方をされたようですが、すべての月で四週八休を今後目指しての試行というふうに私は認識をいたしております。今回は近畿地区と、近畿地区というよりも大消費地ですね、これを全体的にとらえての三月、六月の四週八休の試行、やっぱり試行なんです。これについても各都市の反響を聞いて、私どもはその中身をよく精査して、意見をまとめていくべきではないかと考えます。

それからもう一つ、先ほど鈴木先生のおっしゃった青果、水産の統一、これは築地と大田、この二市場が東京都では大きく関連すると思うんですが、かつて別々にやったことがあるんですよ。そのときの築地の青果、大田の水産の影響の受け方というのは非常に大きなものがありました。ですから、そのときに、例えば築地の水産があけて大田の青果さんが休んでおられるときに、築地の青果さん、どうするの。荷受さんはおそらく荷引きできないと思うんですね。そうすると仲卸さんが、隣に大澤さんいらっしゃいますが、大変な影響を受ける。同じことが大田の水産にも言えるわけなんです。同じ東京都の三市場、水産の場合三市場ですね、代表として連絡会議で発言をする場合には、これにはやっぱり反対せざるを得ない、その片肺の休市というのには。それから、買い出しの消費者の方々、これも当然それを望んでおられるわけですから、これについては極力、多少の我慢はしながらも、一緒に休むべきだと考えています。

それから、今後の市場の臨時休市日のあり方について、この前、私、連絡会議でも申し上げたんですが、市場外流通と市場流通とのギャップが、これによってどういう影響を及ぼしているのか、これは開設者の方にもきちっとしたデータの精査をしていただかなければいけないと思うんです。どちらかというと市場流通が脆弱化の傾向にあるわけですね。私どもはそれを回復するべく懸命な努力をしているわけなんです。で、これがどう影響しているのか。

また、臨時休市日の市場の消費者の方々への対応が今後どうなるのか。例えば臨時休市日の荷受さんの荷引き行為ができるのかできないのか。それによって品ぞろえが可能になるのかどうか。必要のない仲卸は休んでもいいと

思うんですが、お客様の要望の強い仲卸は休市だつて対応せざるを得ません。それができないと、川下の業界の方々に迷惑をかけるわけです。だから、このアンケートを見ても、鮭商さんが全く拒否反応なんです。一割に満たない回答率でしょう。これは、鮭商さんが臨時休市日全体の要望をしているはずなんですよ。私も業界に対しても、仲卸さん半分ずつ休市日でも開場できないかと。そうすれば、我々は水曜日の営業に対しても、これは残品ではない、当日仕入れのネタですよと主張しながら営業ができると、こう言っている、その論法のあらわれなんです。

ですから、先ほど大橋部長からもご報告がありましたけれども、川下に行けばいくほど、この四週八休に否定的であるというのは、そういった背景があると思うんですよ。だから、休市対応がきちつとできていけば、確立できていけば、この方たちもその辺は理解をしてくれるんじゃないかと思うんです。だから、労務対策を先行するんであるならば、その休市日のソフトの部分で流通業者としてどういう対応を真剣に考えるのか、これが一番大事ではないかと思うんですね。ですから、その辺の分析と、臨時休開市日の設定、これをうまく合わせながら今後検討しないと、答えに間違いが出るんじゃないかというのが私の考えでございます。

青山会長 ありがとうございます。

比留間市場長 会長、よろしいですか。

青山会長 市場長、どうぞ。

比留間市場長 この来年のカレンダーの問題でございますけれども、今いろいろご意見をちょうだいいたしましたよ。うに、現実の問題としてかなりさまざま意見があるのが実態でございます。この水産物部と青果部の今年の案のおそらく最大のポイントは、私はこれで多分全国統一ができるだろうと、特に近畿とこのカレンダーでそろえることができるだろうと。近畿も今、検討していただいていますけれども、これでカレンダーの統一ができるのではないかと、ここところが今年の最大のポイントではないかと考えています。

で、来年以降、どういうふうにするのかという問題につきましては、今いろんなご意見をちょうだいいたしました。

た。それを十分踏まえながら、一番大事なことは、中央卸売市場の活動の主体は業界の皆様でございます。我々はある意味、家主の立場でございますので、業界がどういうふうにごこの臨時休開市の問題を考えていけば活動が最も活性化してくるのか、あわせて問題点の解決ができるのか、少しこの辺を丁寧な、今年アンケートも実施しましたので、そういう分析も含めて、来年以降のあり方については丁寧に各業界の皆様と協議を進めてまいりたい。あわせて全国とも同様に、今年せつかくこういう形でそろえることができる状況になりましたので、全中協の場を通じながら全国との協議も進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

青山会長　ありがとうございます。

いろいろ意見が出されました。ほかにご意見ございますか。

どうぞ、柴本委員。

柴本委員　四週八休の件、今いろんなご意見ありましたけれども、平成二十年にゴールデンウィークが三連休ということで、平成二十一年は三連休回避ということで五月と九月はありますが、この休みが変更された根拠というのは、全中協との話し合いもあつたであろうと思えますけれども、どういったことでされたのかをお聞きしたいのですが。今年何か三連休あつた中で、私ども仕事をしている中では大きな問題はなかつたんですけれども、どういったことがあつて平成二十年を三連休にしたのかということと、あと、平成二十一年三連休回避というのはどういったことでやられたのでしょうか。

大橋幹事　審議事項の七ページをちょっとごらんいただきたいと思えます。これは平成二十一年における臨時休開市の設定についてということで、これは全国中央卸売市場協会が設定方針として定めたものです。ここの五番目に三連休の回避ということで、生鮮食品の商品特性を考慮して、かつ安定供給という社会的使命を果たす観点から、年末年始及び八月の旧盆を除いて三連休は回避すると方針を定めておりましたので、関西のほうと合わす意味でもこの方針に従いまして、カレンダーを設定したところでございます。

柴本委員 会長。

青山会長 どうぞ。

柴本委員 平成二十年はなぜ三連休にされたんでしょう。

大橋幹事 二十年については、全国統一という観点よりも、東京の中で市場関係業界の皆様と意見を聞いてということとでまとめた結果、そういうことになったということでございます。

柴本委員 会長。

青山会長 どうぞ。

柴本委員 こういった件も、アンケート調査等を踏まえてどうするかということ、平成二十二年に向けてまたやっていただきたいと要望したいわけです。

大橋幹事 承知いたしました。

青山会長 いろいろご意見、ご質問をいただきましてありがとうございます。

ほかに。伊藤委員、どうぞ。

伊藤（裕）委員 先ほど隣の伊藤委員からご発言がございましたけれども、基本的には全面的に私、賛成でございます。四週八休への全面的移行を前提としての今回の試行というふうにはとっておりません。これも一つのテストであって、その中でこれからどういう休開市がいいのかということ、お互いによく検討した上で答えを出していかなくやいけななだと思っております。

特に、先ほど鈴木先生のお話の中で引用された二十六ページであれば、水産卸の四一・七％が問題点が明らかになったということを言っておるんですね。これは、いろんな意味があると思うんですが、現実には取り扱いがトータルとして減ったと、さっきグラフの説明もございましたけれども、それが一番大きな点だったと思います。したがって今後の課題としては、全国統一は大変結構でありますけれども、この休市日の対応ですね、必要なところ

にはお届けすることができ、そういうことを特に東京都の行政のやり方として、その辺もいろいろ工夫をしていただいて、そして、いわゆる消費者の方々のご希望、それらの方々の要求、そういうものにこたえられるような市場でなければ、私、ならないと思うんです。そういう意味でこの休開市はいろんな角度から、さらに先ほど市場長のお言葉もございましたけれども、全面的によく検討して次の年に備えたいと。今年は、私、この案で賛成でございます。

青山会長　ありがとうございます。

いろいろご意見、ご質問いただきましたが、ほかにございませんか。

それでは、水産物部、青果部につきましても、ご提案いただきましたとおり答申するということですのでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

青山会長　ありがとうございます。

それでは、各部を合せまして、諮問いただきました件につきましては、原案のとおり答申するということでご覧のご了解をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

青山会長　ありがとうございます。

それでは、答申につきましては後日、会長より知事あてに提出させていただきますので、ご了承ください。どうもありがとうございます。

では、続きまして報告事項に入らせていただきます。資料をごらんいただきたいと思いますと思いますが、報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況についてでございます。事務局からご説明をお願いします。

## 報告事項

大橋幹事　それでは、中央卸売市場における最近の状況につきまして、簡単にご報告させていただきます。

報告事項と題されているつづりをごらんいただきたいと思います。一枚おめくりいただきたいと思います。(一)は最近五年間の卸売業者の取扱数量及び金額の推移を表とグラフで示しております。水産物部では取扱数量が年々減少いたしました、この五年で一〇・一％減少しております。取扱金額は五年間で四・三％の減少となっております。青果部も水産物部と同様の傾向で、取扱高で六・六％、取扱金額で一・七％減少しております。食肉部は、取扱数量は七・六％減少している一方で、取扱金額は一八・七％増えています。花き部も取扱金額は四・七％増えています。

次に二ページをごらんいただきたいと存じます。市場業者の経営状況でございます。(ア)とございますが、平成十八年度現在では卸売業者は二十七社でございます、うち一業者が赤字という状況でございます。なお、の統合の状況に記載してございますが、淀橋市場松原分場を世田谷市場に統合したことに伴いまして新会社が設立され、現在では卸売業者二十八社となっております。

(イ)の仲卸業者でございますが、花き部を除きまして営業譲渡などにより業者数は減少してきております。このうち赤字業者数は全体の四割となっており、仲卸業者の経営は依然として厳しい状況に変わりはございません。引き続き経営指導、事業再生の支援等を行いながら経営基盤の強化に努めてまいります。

三ページをごらんいただきたく存じます。平成十七年までの全国の卸売市場経由率を記載してございます。これについてはご参照いただければと存じます。

以上でございます。

青山会長　ありがとうございました。

報告事項についての説明は終わりましたが、何かご質問ございましたら、どうぞ。

ご質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了させていただきます。

それでは、協議会はこれをもって終了いたしますが、閉会の前に比留間市場長からご発言があります。お願いします。

比留間市場長 終了に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま答申をいただきました東京都中央卸売市場の平成二十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、決定いただきました内容を、業界の皆様、並びに東京都の関係機関、全国中央卸売市場協会を初めとする全国の市場関係者、出荷者に周知を徹底することといたしまして、円滑な市場運営につながるよう努めてまいります。また、ただいまのご審議の中でいただきました貴重なご意見につきましても、今後、市場業務運営を行っていく上での貴重なご意見として参考とさせていただきますと存じております。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会

青山会長 それでは、これをもちまして、本日の協議会を閉会といたします。大変長時間、ご協力いただきましたありがとうございます。

午後二時三十八分 閉会

了